

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関*1 相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期す。

防災組織の整備・充実については「一般災害編 第1章 第1節 防災組織の整備・充実」(p19)の定めるところによる。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

防災情報通信網の整備については、「一般災害対策編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」(p21)の定めるところによる。

第3節 地震観測計画

県が計測震度計を設置するなど観測体制を整備しており、このデータに基づいて初動体制の確立を図る。

第1 地震観測網

県内における主な地震計の設置並びに観測の状況

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
1	福島県	計測地震計	83	気象庁の7箇所利用を含め90箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測地震計(地震計併用6)	17	
3	文部科学省	強震計	31	
4	東北大学	地震計(微小地震観測)	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	JR東日本	震度計	15	
7	国土地理院	電子基準点 GPS地殻変動観測施設等	35 4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

第2 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県では、県内の83箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所(郡山

市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

町は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用する。

第4節 市街地の防災対策

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等により、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 耐震改修促進計画

町は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう、必要に応じて見直しに取り組む。

- (1) 耐震診断及び耐震改修の促進
- (2) 落下物対策
- (3) ブロック塀等対策
- (4) 定期調査報告の推進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定体制の構築

町は、地震により被災した建築物が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築に努める。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発指導する。

また、避難場所までの避難路に面する建築物3階以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を実施する。

- (1) 町は、町民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 町は、通学路、避難路及び避難場所等のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (4) 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

(1) 既存建築物に対する改善指導

町は、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防火性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度

町は、消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

1 耐震診断・耐震化の実施

町は、防災上重要建築物について、耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断実施状況や実施結果に基づき、耐震化を行うなど耐震性の確保を図る。

2 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設においては、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

3 ロッカー、書架等の転倒防止対策

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。

4 防災拠点施設の整備等

新たに整備する防災拠点施設には、次に掲げる設備の整備を図る。

- (1) 非常電源設備
- (2) 防災倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (3) 非常用排水設備又は排水槽

第3 防災空間の確保

1 都市公園等の整備

都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、町は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 道路の整備

道路は、災害時には、避難路や救援路、更には防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。このため、町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

3 防災機能の確保

町は、都市基盤として整備される道路や都市公園等を利用して、耐震性貯水槽等の災害時に必要となる施設の整備を検討するほか、ライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

4 オープンスペースの確保

町は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第5節 上水道及び下水道災害予防対策

上水道、下水道及び下水処理施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行

い、順次計画的に耐震化を進める。

- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、耐震化事業の必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

3 相互応援

町は、隣接水道事業者や地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

町は、地震に対する下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じて次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設についての耐震計算を行い、その他の施設にあっては、ある程度の地震被害を想定して、施設の複数化、予備の確保を図るとともに、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- (3) 地震の程度により排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋め戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。また、地震発生時にすぐに対応できるように、優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成に努める。

3 要員の確保

町は、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を推進する。

第6節 道路、橋りょう等災害予防対策

日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

町は、法面崩壊、土砂崩落、落石等について、次のとおり、法面保護工の設置及び落石保護工、の設置を進める。また、老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

1 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法の決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

2 橋りょうの整備

(1) 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について(平成8年8月9日付け建設省通知)」に基づき平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について(平成24年2月16日付け国土交通省通知)」を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施する。

(2) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について(平成24年2月16日付け国土交通省通知)」を適用し、建設する。

第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

町は、地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、次のとおり、土砂崩落及び落石の危険箇所*1に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替、補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

1 農道・林道の保全

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

2 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを管理者が点検し、耐震上不十分であれば、補強について県と協議のうえ、対策を実施する。

第7節 河川等災害予防対策

河川*1等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

第1 河川管理災害予防対策

町は、県と連携のもと河川改修について、今後とも計画的に推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し、浸水被害に備える。

第2 ため池施設災害対策

ため池の管理者は、土地改良事業長期計画のため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

第8節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 急傾斜地災害予防対策

急傾斜地崩落危険箇所*2では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から住民の生命と財産を守るため、県と連携のもと、避難路等の防災施設の保全を重点化した急傾斜地崩壊防止施設整備を推進するとともに、県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料に基づく危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

第2 造成地の災害予防対策

町は、県と連携のもと、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規正法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

造成地における基準等は、次のとおりである。

- 1 災害危険区域等の扱い
災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。
- 2 人口がけ面の安全措置
宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。
- 3 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。
- 4 消防水利の設置
宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。
- 5 設計者の資格
一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。
- 6 小規模造成地の扱い
宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第3 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発にあたって、町、県及び国と十分な連絡調整を図る。

第4 二次災害予防対策

町は、県と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒態勢、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第9節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

「一般災害対策編 第1章 第4節 火災予防対策」（p24）の定めるところによるものとするが、地震に対する出火防止対策及び消防水利の整備については、次のとおりとする。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町は、消防本部と連携し、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及・啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に火災が発生する場合もあるので、電気ブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及・啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は、消防本部と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第2 消防水利の整備

町は、県の指導のもと、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準の達成に努める。

第10節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定されるため、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町は、県及び防災関係機関*1と相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

1 道路交通の確保

地震発生時には、町や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、除・排雪体制の充実を図るとともに、安全な道路交通の確保に努める。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的な麻痺が発生することが考えられるため、臨時ヘリポートの除雪体制の強化を図る。

3 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造基準を遵守するよう指導等に努める。

第2 寒冷対策の推進

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、町はストーブ等電源を要しない暖房機具のほか、積雪寒冷期を想定した資機材の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

第11節 緊急輸送体制の整備

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

緊急輸送体制の整備については、「一般災害対策編 第1章 第6節 緊急輸送体制の整備」(p27)の定めるところによる。

第12節 避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

避難対策については、「一般災害対策編 第1章 第7節 避難対策」(p28)の定めるところによる。

第13節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予想されるため、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療(助産)救護・防疫体制の整備については、「一般災害対策編 第1章 第8節 医療(助産)救護・防疫体制の整備」(p34)の定めるところによる。

第14節 物資の調達・確保及び防災倉庫等の整備

住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は、「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努

めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

物資の調達・確保及び防災倉庫等の整備については、「一般災害対策編 第1章 第9節 物資の調達・確保及び防災倉庫等の整備」（p35）の定めるところによる。

第15節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、日頃から地震防災対策を進める。

なお、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に行い、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める。

防災教育については、「一般災害対策編 第1章 第10節 防災教育」（p37）の定めるところによる。

第16節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮する。

防災訓練については、「一般災害対策編 第1章 第11節 防災訓練」（p38）の定めるところによる。

第17節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る。」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心

として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要となる。

自主防災組織の整備については、「一般災害対策編 第1章 第12節 自主防災組織の整備」(p40)の定めるところによる。

第18節 要配慮者予防対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導等の防災体制の整備に努める。

要配慮者予防対策については、「一般災害対策編 第1章 第13節 要配慮者予防対策」(p43)の定めるところによる。

第19節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対する受入れ、調整を行うための体制の整備を図る。

なお、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

ボランティアとの連携については、「一般災害対策編 第1章 第14節 ボランティアとの連携」(p48)の定めるところによる。

第20節 危険物施設等災害予防対策

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

危険物施設等災害予防対策については、「一般災害対策編 第1章 第15節 危険物施設等災害予防対策」(p50)の定めるところによる。

第21節 災害時相互応援協定

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは困難であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な

場面で企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

災害時相互応援協定の締結については、「一般災害対策編 第1章 第16節 災害時相互応援協定の締結」(p52)の定めるところによる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び町地域防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

応急活動体制については「一般災害対策編 第2章 第1節 応急活動体制」(p53)の定めるところによるものとするが、地震発生時における災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

第1 設置基準

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

- 1 町又はその周辺で震度6弱以上の地震を観測した時には、本部を自動的に設置する。
- 2 町又はその周辺で震度5（強、弱）の地震を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

第2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておくものとする。

職員の動員配備については、「一般災害対策編 第2章 第2節 職員の動員配備」(p56)の定めるところによるものとするが、地震発生時における職員の動員配備については、地震災害対策応急活動に必要な人員を確保するため、次により町職員及び消防団員等の動員を行う。

第1 配備基準

地震が発生した場合における防災活動を実施するための町の体制は、警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準はおおむね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

[指揮者] まちづくり推進課長

種別	配備時期	配備内容
警戒配備	町内又はその周辺で震度4の地震を観測したとき。 その他、必要により町長が当該配備を指令したとき。	○ 次の課等の職員数の20%を配置する。 ・ 企画総務課 ・ まちづくり推進課 ・ 産業振興課 ・ 都市整備課 ・ 教育委員会 ・ 必要に応じて、上記以外の課等 ○ 初動処理事項 ・ 地震情報の収集・伝達 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 火災など二次災害の状況の情報把握 ・ その他、伝達事項

2 災害対策本部設置前（第一非常配備）

[指揮者] 対策本部設置前・まちづくり推進課長、本部設置後・本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第一非常配備	町内又はその周辺で震度5（弱、強）の地震を観測したとき。 その他、必要により町長が当該配備を指令したとき。	各部各班の長は、職員数の50%を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急対策活動を実施する。 事態の推移に伴い、第2非常体制に円滑に移行できる体制とする。

3 災害対策本部設置後

[指揮者] 本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第二非常配備	町内又はその周辺に震度6（弱）以上の地震を観測したとき。 その他、必要により町長が当該配備を指令したとき。 震度6（弱）以上のときは災害対策本部が自動設置となる。	対策本部各部各班のおおむね全員及び協力機関をもって災害応急対策本部活動を実施する体制とする。 通信途絶により動員伝達が不能となることから自主参集するものとする。 ○ 配備対象としない職員 ・ 自らが負傷し、勤務できない職員 ・ 自家等の災害対策にあたらなければならない職員

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、老人、病人等の世話にあたらなければならない職員 <p>上記にあつては、勤務公署へ報告を速やかに行うよう努めるものとする。</p>
--	---

第3節 地震災害情報の収集・伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ確実に伝達する。

また、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであるため、迅速かつ的確に行う。

地震災害情報の収集・伝達については「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」(p60)の定めるところによるものとするが、地震情報等の受理伝達については、次のとおりとする。

第1 地震情報の受理伝達

1 地震情報の種類

地震情報の種類は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	○地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	○震度3以上	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の市町村名を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を發

		表
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	○観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響についても記述して発表

2 地震情報の受理伝達

- (1) 関係機関は、地震情報等について、迅速かつ的確に伝達する。
- (2) 町は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示の必要な措置を行う。

3 緊急地震速報

- (1) 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想される場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
- (2) 町は、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

通信の確保については、「一般災害対策編 第2章 第4節 通信の確保」（p73）の定めるところによる。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、防災関係機関との相互の応援協定により適切な応急救助等を実施する。

相互応援協力については、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」(p75)の定めるところによる。

第6節 災害広報活動

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、災害発生後速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して広報活動を展開する。

災害広報については、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報活動」(p77)の定めるところによる。

第7節 消防活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となることから、自主防災組織等の活動体制の整備に努める。

第1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し、総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮して有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの被害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の町内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した

後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消火活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

(1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防団は、消防本部と連携をとりながら次のような活動を行う。

1 情報収集活動

町内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでの間や消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の勧告・指示がなされた場合には、住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内への応援要請

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって、知事への応援要請を行う。

- 1 応援要請手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）
町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。
 - (1) 火災の状況及び応援要請の理由
 - (2) 緊急消防援助隊の派遣要請期間
 - (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
 - (4) 町への進入経路及び結集場所
- 2 援助隊の受入れ態勢
消防本部は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。
 - (1) 緊急消防援助隊の誘導方法
 - (2) 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
 - (3) 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第8節 救助・救急

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出るものが予測される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実践する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救援活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

救助・救急については、「一般災害対策編 第2章 第7節 救助・救急」(p79)の定めるところによる。

第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

自衛隊災害派遣については、「一般災害対策編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」(p81)の定めるところによる。

第10節 避難

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」

が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

避難については、「一般災害対策編 第2章 第9節 避難」(p84)の定めるところによる。

第11節 避難所の設置・運営

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

避難所の設置・運営については、「一般災害対策編 第2章 第10節 避難所の設置・運営」(p92)の定めるところによる。

第12節 医療(助産)救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療(助産)救護活動を実施する。

医療(助産)救護については、「一般災害対策編 第2章 第11節 医療(助産)救護」(p96)の定めるところによる。

第13節 道路の確保(道路障害物除去等)

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うため、関係機関と協議のうえ、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 選定基準

「一般災害対策編 第1章 第6節 第1 緊急輸送道路等の指定」(p27)の中で指定された緊急輸送道路であること。

2 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別される。

第2 資機材の確保

町は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

また、矢吹町建設協力会等の関係団体と連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を

行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

- 1 町は、町内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、他の道路管理者と連携し、所管する道路について開通作業を実施する。
- 2 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

緊急輸送対策については、「一般災害対策編 第2章 第12節 緊急輸送対策」(p98)の定めるところによる。

第15節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通の混乱が予想されるため、関係機関との連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

災害警備活動及び交通規制措置については、「一般災害対策編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」(p100)の定めるところによる。

第16節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、更に災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

防疫及び保健衛生については、「一般災害対策編 第2章 第14節 防疫及び保健衛生」(p102)の定めるところによる。

第17節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的

確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、更に被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

廃棄物処理対策については、「一般災害対策編 第2章 第15節 廃棄物処理対策」(p105)の定めるところによるが、震災によるがれき処理については、次のとおりとする。

第1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、更には地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等大量の廃棄物(がれき)が発生することが想定される。

町は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくよう努める。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当り0.35t、非木造1.20tを目安とする。

第2 がれき処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

第3 がれき処理対策

1 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

2 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

3 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

4 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、圏外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

5 粉じん等の公害防止

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがある。

あるため、町は、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し、指導する。

第18節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

救援対策については、「一般災害対策編 第2章 第16節 救援対策」(p107)の定めるところによる。

第19節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

被災地の応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第17節 被災地の応急対策」(p111)の定めるところによる。

第20節 応急仮設住宅の供与等

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して応急仮設住宅を供与することなどにより、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の供与等については、「一般災害対策編 第2章 第18節 応急仮設住宅の供与等」(p113)の定めるところによる。

第21節 死者の捜索、遺体の処理等

災害により死亡していると推定される者については、捜査及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、住民の安定を図る。

死者の捜索、遺体の処理等については、「一般災害対策編 第2章 第19節 死者の捜索、遺体の処理等」(p115)の定めるところによる。

第22節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災し

た場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

生活関連施設の応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第20節 生活関連施設の応急対策」(p118)の定めるところによる。

第23節 道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対応

地震発生時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、関係機関と連携のもと、対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 町管理道路の応急対策

町は、地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通の確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、白河警察署との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(1) 応急対策

- ① 町の区域内的の道路の被害について、速やかに県に報告するほか、障害物の除去や被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。なお、応急復旧の実施にあたっては、状況に応じて、他の道路管理者、白河警察署、消防本部及び自衛隊と協力して必要な措置をとる。
- ② 上水道、下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(2) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

第2 河川管理施設等の応急対応

1 河川管理施設応急対応

町は、地震による被害を軽減するため、次の活動体制を確保し、水防活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、

施設の応急復旧に努める。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送
- (2) 水防に必要な機具、資材及び設備の整備
- (3) 他市町村との間における相互の協力及び応援体制

2 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告する。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止するほか、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、次のとおり、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

なお、社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。

また、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- 4 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- 5 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第24節 文教対策

災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、災害時における応急対策を実施する。

文教対策については、「一般災害対策編 第2章 第21節 文教対策」(p120)の定めるところによる。

第25節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等

いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想されるため、「一般災害対策編 第2章 第9節 避難」(p84)のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

要配慮者対策については、「一般災害対策編 第2章 第22節 要配慮者対策」(p123)の定めるところによる。

第26節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

ボランティアとの連携については、「一般災害対策編 第2章 第23節 ボランティアとの連携」(p126)の定めるところによる。

第27節 危険物施設等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

危険物施設等災害応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第24節 危険物施設等災害応急対策」(p127)の定めるところによる。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

施設の復旧対策については、「一般災害対策編 第3章 第1節 施設の復旧対策」(p 136)の定めるところによる。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の住民の安心と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災地の生活安定については、「一般災害対策編 第3章 第2節 被災地の生活安定」(p 139)の定めるところによる。